

秋田県議会告示第一号

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県議会議長 渋谷 正敏

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報についての特例）

第九条 条例第三十三条の二の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げるこの規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第二項	第十五条第二項	、第二十六条の八第二項 及び第二十八条第二項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項 及び第二十六条の八第二項
		第二条第二項第一号及び第二号	又は開示を受ける
第二条第二項第二号	遺族又は法定代理人（	条例第三十三条の二第二項の規定により読み替え	

	遺族又は法定代理人に その他遺族又は法定代理人	て適用される条例第十四条第三項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（代理人に
第二条第一項第三号	法定代理人（ し、又は申出をする その他法定代理人	代理人（ する 、委任状その他代理人
第二条第一項第四号及び第二項並びに第三条の見出し及び同条（第四項を除く。）	法定代理人	代理人
第三条第一項	第十四条第三項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第十四条第三項
第三条第二項及び第三項	条例	条例第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。